2020 年 3 月 18 日

投資家の皆様へ

リクソー投信株式会社

**「米国エネルギー・ハイインカム・ファンド（愛称：エネハイ）」の基準価額下落について**

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様にご投資いただいております「米国エネルギー・ハイインカム・ファンド（愛称：エネハイ）」（以下「当ファンド」）の 3 月 18 日付基準価額が前日比▲148 円（▲12.6%）と下落しましたので、基準価額下落の要因につきご報告いたします。

記

**1. 基準価額の動き**

| ファンド名 | 基準価額（3 月 18 日） | 前日基準価額（3 月 17 日） | 下落幅 | 下落率 |
|---|---|---|---|---|
| 米国エネルギー・ハイインカム・ファンド | 1,030 円 | 1,178 円 | ▲148 円 | ▲12.6% |

**2. 基準価額への影響**

当ファンドの基準価額の動きには、主に「SGI PGS MLP Top 20 Index」（以下、「MLP 指数」）と為替の変動が大きく影響します。

当ファンドは、米ドル建てのパフォーマンス連動債への投資を通じて MLP 指数の投資成果を獲得することにより、今後も成長が期待されるエネルギー関連のインフラ事業に投資する MLP に実質的に投資しております。このため、MLP 指数はそれを構成する MLP 価格の変動による影響を受け、パフォーマンス連動債の評価価格は MLP 指数の変動による影響を受けることにより、結果として当ファンドの基準価額に影響を与えます。

3 月 17 日から 18 日にかけての当ファンドの基準価額は、為替が 0.7%円安に振れたものの、MLP 指数が 14.8%下落したために、結果として 12.6%下落することとなりました。

基準価額等の変化率（カッコ内は基準価額の変化期間に対応する変化期間）

| 当ファンドの基準価額の変化率 | MLP 指数の変化率（3 月 13 日→3 月 16 日） | 為替（円／米ドル）の変化率（3 月 17 日→3 月 18 日） |
|---|---|---|
| ▲12.6% | ▲14.8% | +0.7% |

（出所：リクソー投信、Bloomberg）

3. MLP 市場の状況と見通し

MLP 指数の指数アドバイザーであるパーカー・グローバル・ストラテジーLLC より、今回の下落要因等について以下の通り報告を受けております。

**3 月 16 日の MLP 市場の下落について**

3 月 16 日の MLP 市場は、新型コロナウイルスの感染拡大による金融市場の混乱が続くなか、再び大幅な下落に見舞われました。こうした状況のもと、SGI PGS Top 20 Index（MLP 指数）も大幅な下落となりました。

セクター別では当月、液体燃料中流、天然ガス収集・処理などのセクターが特に大幅な下落に見舞われています。液体燃料中流セクターは原油価格の下落が大きな重しとなりました。また探査・掘削事業（E&P）を手掛ける MLP の多くが、次年度の設備投資額の減額を発表しました。多くの独立系原油事業者や E&P 業者に対する公的資金注入などの救済措置に関する懸念も重しとなりました。天然ガスの収集・処理セクターでは、バランスシート悪化を懸念する投資家の動きが広がりました。こうした投資家の懸念や、MLP 市場での流動性低下、また世界的な株式市場の混乱などが同セクターに重くのしかかりました。

MLP 市場は、2008 年の世界金融危機以来の大幅な混乱に見舞われています。しかし米国経済が大幅に悪化した場合においても、エネルギー輸送ネットワークのニーズが無くなることはありません。エネルギー輸送などの中流事業を手掛ける MLP セクターは米国経済に無くてはならないセクターの 1 つと言えます。

4. 当ファンドの今後の運用について

弊社は引き続き、当ファンドの運用の基本方針に基づき、パフォーマンス連動債への投資比率を高位に維持する運用を行ってまいります。

以上

## ファンドの目的

「SGI PGS MLP Top 20 Index」（以下、「MLP指数」といいます。）のパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有する米ドル建て債券（以下、「パフォーマンス連動債」といいます。）へ投資を行うことにより、MLP指数の投資成果を獲得することを目的とします。

## ファンドの特色

**1** MLP指数の投資成果獲得を目的とするパフォーマンス連動債への投資を通じて、今後も成長が期待されるエネルギー関連のインフラ事業に投資するMLPに実質的な投資を行います。

- 当ファンドでは、「ファンドの特色2」に記載の観点から銘柄を選ぶことにより、今後の成長と高い利回りが期待されるMLPへの実質的な投資機会をご提供します。

**2** 「SGI PGS MLP Top 20 Index」（「MLP指数」）は配当成長率の勢い（モメンタム）の観点から厳選された上位20銘柄のMLPに均等配分することにより構成される指数です。

- 米国の資産運用会社「パーカー・グローバル・ストラテジーズLLC」（以下、「PGS社」といいます。）とフランス最大級のユニバーサルバンク「ソシエテ・ジェネラル」が共同で開発したルールに基づき、原則として四半期毎に指数の構成銘柄の見直しを行います。

**3** 年4回の決算時に、収益の分配を行います。

- 毎年2月、5月、8月および11月の各20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

**4** 外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

### ファンドの仕組み

コデイス・セキュリティーズ・エス・エイにより発行されるパフォーマンス連動債に投資し、原則として高位に組み入れることにより、MLP指数の投資成果を獲得することを目的とします。

## ■お申込みメモ

| | |
|---|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 |
| 購入・換金の申込受付日と申込不可日 | 原則として、お申込み日から起算してファンド営業日が2日間連続（土曜日および日曜日については、これらの日を挟む場合にも連続しているものとみなします。）する場合に、当該日での購入・換金のお申込を受付けます。ただし、国内外の祝休日の状況によっては、当該日でのお申込みの受付を行わない場合があります。<br>※「ファンド営業日」とは、日本の営業日であり、かつ、ニューヨークの銀行およびニューヨーク証券取引所が営業している日をいいます。日本の営業日は単に「営業日」といいます。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日のお申込み分とします。 |
| 購入の申込期間 | 2019年11月21日から2020年11月20日まで<br>※ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として、1日1件5億円を超える換金はできません。また、別途、換金制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、パフォーマンス連動債の値付け業務や売買等の制限・中止・延期、MLP指数の算出・公表等の遅延・停止、その他やむを得ない事情があるときには、購入・換金のお申込みの受付を制限・中止する場合があります。また、既に受付けた購入・換金のお申込みを取消し（一部取消しを含みます。）する場合があります。 |
| 信託期間 | 2013年12月16日から2023年12月20日まで（約10年） |
| 繰上償還 | 次の場合等には、繰上償還する場合があります。<br>● 投資信託契約締結日（2013年12月16日）から1年を超えた日以降において、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合<br>● パフォーマンス連動債が早期償還されることとなった場合<br>● MLP指数の算出・公表等が停止した場合<br>● 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき<br>● やむを得ない事情が発生したとき |
| 決算日 | 原則として、2月、5月、8月および11月の各20日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行います。<br>※ 販売会社との契約により、収益分配金を税引き後、再投資することもできます。 |
| 信託金の限度額 | 200億円 |
| 公告 | 日刊工業新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 6カ月ごと（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 |

## ■ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | |
|---|---|
| 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に**3.850%（税抜3.5%）**を上限として販売会社がそれぞれ定める料率を乗じて得た額<br>※ 購入時手数料は、購入時の商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に**0.3%**の率を乗じて得た額 |
| **投資者が信託財産で間接的に負担する費用** | |
| 運用管理費用（信託報酬） | 純資産総額に**年1.23750%（税抜 年1.1250%）**の率を乗じて得た額<br>＜信託報酬の支払先の配分および役務の内容＞　信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 |

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|
| ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等 | 投資信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |
| 年0.41250%（税抜 年0.3750%） | 年0.77000%（税抜 年0.7000%） | 年0.05500%（税抜 年0.0500%） |

※ ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上され、毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支払われます。

**その他の費用・手数料**

- 組入有価証券等の売買に要する費用や外貨建資産に係る保管費用等
  ※ 運用状況等により異なり、あらかじめ見積もることが困難なため、費用毎の金額もしくは上限額、またはこれらの計算方法を記載することはできません。
- 監査費用として、純資産総額に年0.0110%（税抜 年0.01%）の率を乗じて得た額を上限に実費の額
  ※ 監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。
- 法定書類等の作成に要する費用等として、純資産総額に年0.110%（税抜 年0.1%）の率を乗じて得た額を上限とする額
  ※ 監査費用および法定書類等の作成に要する費用等に関しては、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上され、毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支払われます。

上記は主なその他の費用・手数料であり、これらに限定されるものではありません。その他の費用・手数料の詳細については請求目論見書をご覧ください。

当ファンドでは直接支払うことはありませんが、パフォーマンス連動債の評価額算出にあたっては債券管理費用として0.30%（年率）と3万米ドル（上限、年間）が考慮されます。また、その他の費用が生じる場合もあり、これらの費用は当ファンドの基準価額に影響を与えます。

投資者の皆様の負担となる手数料（費用等）の合計額については、保有期間等により異なりますので記載することができません。

●税金

- 税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---|---|---|
| 分配時 | 所得税、復興特別所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
| 換金（解約）時及び償還時 | 所得税、復興特別所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

※ 上記税率は、2019年9月末現在のものです。
※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※ 2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※ 法人の場合は上記とは異なります。
※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

## 基準価額の変動要因

基準価額の変動要因としては主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクをあらわしたものではなく、これらに限定されるものではありません。

### 価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、MLP指数のパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有しています。また、MLP指数は20銘柄のMLPで構成される指数です。このため、指数を構成するMLPの価格変動はMLP指数の動きに影響を与え、当ファンドの主要投資対象であるパフォーマンス連動債の価格変動要因となります。MLP指数の下落（上昇）はパフォーマンス連動債の価格の下落（上昇）要因となり、結果としてファンドの基準価額の下落（上昇）要因となります。

### 為替変動リスク

ファンドは組み入れている外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。このため、外貨建資産の表示通貨が対円で下落（上昇）した場合には、ファンドの基準価額の下落（上昇）要因となります。ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は米ドル建てのため、米ドルが対円で下落（上昇）した場合には、ファンドの基準価額の下落（上昇）要因となります。

### 銘柄集中リスク

ファンドは、特定のパフォーマンス連動債を高位に組入れ、直接的な分散投資は行われません。このため、ファンドの基準価額は、パフォーマンス連動債の価格変動の影響を大きく受けて変動します。また、パフォーマンス連動債の価格は、MLP指数の動きにより変動します。MLP指数は20銘柄のMLPで構成される指数のため、特定のMLPの価格変動の影響を大きく受けて変動する場合があり、結果として、ファンドの基準価額が特定のMLPの価格変動の影響を大きく受けて変動する場合があります。

### 信用リスク

- ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債の発行体であるコデイス・セキュリティーズ・エス・エイ（以下、「コデイス」といいます。）の経営・財務状況、信用状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等の影響により、パフォーマンス連動債の価格が下落した場合や債務不履行が生じた場合には、結果として損失が発生し、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
- ファンドにおいて資金の運用をコール・ローンや譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合には、債務不履行が生じる場合があり、結果として損失が発生し、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

### 流動性リスク

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、パフォーマンス連動債の残存期間中における売買に関して、通常は、パフォーマンス連動債の値付け業者等が相手方となり売買を成立させる形式を取ることにより流動性の確保が図られています。ただし、市場環境が急変した場合やパフォーマンス連動債に係る大量の売買注文が発生した場合、値付け業者等が値付け業務や売買を制限・延期・中止した場合、パフォーマンス連動債が参照するMLP指数の算出・公表等に遅延・停止が生じた場合等には、パフォーマンス連動債の価格が大きく変動したり売買に支障が生じることがあり、その結果としてファンドが損失を被り、ファンドの基準価額が下落する場合があります。


設定・運用は リクソー投信
商 号 等：リクソー投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第415号
加入協会： 一般社団法人 投資信託協会
一般社団法人 日本投資顧問業協会

## その他の留意点

### MLP指数の投資成果への追随について

ファンドは、主要投資対象とするパフォーマンス連動債を高位に組入れ、米ドルベースでMLP指数の投資成果に追随することを目指しますが、ファンドの追加設定や一部解約などへの対応に伴うパフォーマンス連動債の組入比率の変動、信託報酬の支弁や為替変動、MLP指数とパフォーマンス連動債との値動きの連動性の乖離の影響等により、必ずしも、米ドルベースであってもファンドの運用実績がMLP指数の投資成果に追随するものではありません。

### パフォーマンス連動債への投資に伴う信用リスクの管理について

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債には、担保資産を保有すること等により、協会規則の規定に基づき計算される一の者に係るエクスポージャーが10%を超えないための仕組みを講じており、ファンドは協会規則に則り信用リスクを適正に管理することにより、信用リスクの分散を図っています。

### クーリング・オフについて

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### その他

資金動向、市況動向等によっては、ファンドが目的とする運用が行えない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

## 委託会社、その他の関係法人

委託会社　：リクソー投信株式会社（投資信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書等の作成を行います。）
受託会社　：三菱UFJ信託銀行株式会社（投資信託財産の保管等を行います。）
販売会社　：下記の一覧表をご参照下さい。（当ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約金の支払等を行います。）

## 販売会社一覧

| 商号 | 登録番号等 | 加入協会 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 日本証券業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 日産証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号 | ○ | ○ | | |
| クレディ・スイス証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第66号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | ○ | | ○ |
| SMBC日興証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| エイチ・エス証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号 | ○ | | | |
| auカブコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | ○ | | |

当ファンドのお申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、各販売会社までお問い合わせください。

## 注意事項

本資料はリクソー投信が作成した販売用資料です。
■本資料は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
■各ファンドは、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
■お申込みの際は、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめもしくは同時にお渡ししますので、必ずお受取りのうえ、内容をよくご確認ください。最終的な投資判断は、お客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。
■本資料中に記載されている内容、数値、図表等は本資料作成時点のものであり、今後予定なく変更されることがあります。
■本資料中のいかなる内容も、将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。
■投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
■当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。